|  |
| --- |
| №22-22　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2022（令和4）年8月26日***全保協ニュース*****〔協議員情報〕****全　国　保　育　協　議　会****TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509****ホームページアドレス〔** [**https://www.zenhokyo.gr.jp**](https://www.zenhokyo.gr.jp) **〕** |

－今号の目次－

* 保育所における災害発生時等における臨時休園の対応等について・・・・・・・・・・・・・１
* 令和４年度 福祉ビジョン２１世紀セミナーのご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆ 保育所における災害発生時等における臨時休園の対応等について**

近年、大規模な自然災害が毎年のように発生しています。今年も「7月14日からの大雨」や「8月3日からの大雨」により、多くの地域に災害救助法が適用され、保育所等においても床上・床下浸水などの被害が発生しています。

災害時の臨時休園について厚生労働省は、「乳幼児の安全の確保のため、施設長、設置者等の判断で臨時休園を行うことは妨げられていない」としていたものの、保育の制限を伴う臨時休園の最終的な意思決定者は実施主体である市町村であることから、「非常時における保育施設等の迅速かつ適切な臨時休園の判断を推進する観点から、（略）臨時休園の実施基準を検討することについて地方公共団体に要請する必要がある」との勧告を総務省より受けていました（平成30年11月9日）。

それを受け、厚生労働省は事務連絡「保育所における災害発生時等における臨時休園の対応等に関する調査研究（周知）」（令和2年7月17日付）を発出し、市区町村に対し、下記のように求めています。

|  |
| --- |
| （事務連絡より抜粋）厚生労働省で、臨時休園に関する課題や考え方について整理しました。市区町村におかれましては、今回の調査結果を参考に防災対策等の観点から、臨時休園等の基準について策定をお願いいたします。 |

上記に基づき、市区町村はその責任において、災害発生時の保育所の臨時休園の基準を策定しなければならないこととなっています。

また、事務連絡には「災害における臨時休園の在り方」が添付されており、災害発生前に市区町村において事前に決めておく事項として、下記の5点が挙げられています。

|  |
| --- |
| （「災害における臨時休園の在り方」）* 警戒レベルが発令された時の各レベル毎の対応
* ハザードマップに応じた各保育所毎の対応
* 臨時休園等の判断に関する保育所・保護者への連絡方法・タイミング
* 代替保育が必要とされる家庭の把握と保育の代替措置の設定
* 上記事項に関して、入園説明会等を通じた保護者等への周知
 |

臨時休園とする基準や上記の内容が定められていない自治体においては、子どもの安全・安心を守るため、保育所から自治体に基準等の策定を働きかけていただくことも必要です。

事務連絡等の詳細は別添資料「１」「２」をご確認ください。

なお、幼保連携型認定こども園においては、学校教育法施行規則第63条、学校保健安全法第20条の規定に基づき、施設長又は設置者は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に「授業を行わないことができる」、「学校の全部又は一部の休業を行うことができる」とされています。

**◆ 令和4年度　福祉ビジョン21世紀セミナーのご案内**

全国社会福祉協議会では、「複雑・多様化する社会に応える～社会福祉法人・社会福祉協議会は生き残れるのか～」をテーマに「福祉ビジョン21世紀セミナー」を開催します。

|  |
| --- |
| 【開催趣旨】現在、地域社会は少子高齢化や地域の過疎化、人と人との関係性や地域社会とのつながりが希薄化すること等により、さまざまな課題が表出しています。また、それらの課題が複雑化・複合化し、従来の社会保障の枠組みでは対応が難しい制度の狭間にあるニーズに積極的に対応していくことが重要となっています。コロナ禍のなか、地域のなかでは社会的に孤立する人や生活に困窮する人が顕在化しており、今後、社会福祉法人・社会福祉協議会は、こうした人びとを地域で支えるために、まちづくりも視野に入れながら、連携・協働していくことが求められます。本セミナーでは、こうした社会の変化のなかで、社会福祉法人・社会福祉協議会が地域のなかで連携・協働しながら果たしていく役割等について考えます。 |
| 【日 時】　令和4年10月12日（水）10:00～12:30【実施方法】　対面：全社協・灘尾ホール（新霞が関ビルLB階）オンライン：ライブ配信（※アーカイブ配信なし）【定　員】　会場：150名オンライン：定員なし ※会場参加の定員に達した場合は、会場参加受付を締め切らせていただきます。【受講料】　10,000円（1名につき） |
| 【プログラム】**［講演］**「社会福祉法人・社会福祉協議会は生き残れるのか」【講師】　上智大学　教授　香取　照幸　氏**［シンポジウム］**「複雑・多様化する社会に応えるために～社会福祉法人、社会福祉協議会はどう応えるのか～」【シンポジスト】社会福祉法人ライフの学校（宮城県）　　理事長　田中　伸弥　氏大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会（福岡県）大牟田市社会福祉協議会総合生活支援課　課長　馬場　朋文　氏大津市社会福祉協議会（滋賀県）　　事務局次長　山口　浩次　氏【コーディネーター】　上智大学　教授　香取　照幸　氏 |
| 【申込締切】 令和4年9月23日（金）【申込方法】 下記URLより申込サイトへアクセスのうえ、お申込みください。 申込サイト：<https://www.mwt-mice.com/events/fukushi221012>【開催要綱】 全社協ホームページでも公開しております。<https://www.shakyo.or.jp/seminar/index.html> |